

(写)

龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第3号

龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年龍ヶ崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
省 略		省 略	
社会教育委員	日額 4,400円	社会教育委員	日額 4,400円
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額 4,400円</u>	文化財保護審議会委員	日額 4,400円
文化財保護審議会委員	日額 4,400円	省 略	
省 略			

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。